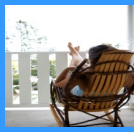


R-CORPORATION

## 福祉サービス第三者評価 障害者グループホーム・ケアホーム のご案内

随時受け付け！

福祉サービス第三者評価機関  
グループホーム外部評価機関  
小規模多機能型外部評価機関  
介護サービス情報の公表



### アール・コーポレーション 株式会社R-CORPORATION 概要

私共は、福祉・医療に特化した従業員教育研修及び福祉に関するコンサルティングを行なっている会社です。

企業研修と福祉資格講座運営で培ったノウハウを基に組織・人のマネジメント及び福祉・介護・医療・保育に従事される方々の教育研修を行い、組織の目的と個人の能力のベクトルを合わせるよう、また、仕事を遂行する為のエネルギーを最大にすることを目的とし、関係先の信頼を得て参りました。教育と評価は表裏一体の関係にあります。組織の実態を把握、分析し、それを人の面に生かすのが“教育”であり、組織の解析の面に生かせるのが「評価」と考えております。実態把握分析からスタートする教育は実に組織を生かすノウハウを持っているということに繋がります。Rの第三者評価の体制は、かながわ福祉サービス第三者評価機構及び横浜市・川崎市の各分野の研修を受けた専門の評価調査員の他に福祉業界に従事するスタッフ研修を司る各方面の専門スタッフを配置し、福祉の専門家としての視点で第三者評価・調査にあたり、貴施設へ質の高い評価結果をフィードバック出来ると自負致しております。福祉サービスに特化した事業展開を行ない、多様の視点を持ち、ホスピタリティの精神に則り、従業員一同その姿勢を担い業務を遂行し成果を上げさせて頂いております。貴施設の第三者評価をご検討の際は、是非、Rを宜しくお願い申し上げます。



株式会社R-CORPORATION 代表取締役 倉内エリカ

### ◆障害者グループホーム等への第三者評価の導入について

神奈川県では、平成21年7月の「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」で、平成22年度からの5年間の取り組みの基本的な方向の一つに「障害者グループホームなどの質の向上と確保」を掲げ、障害者グループホーム等への第三者評価の導入が計画され、積極的に取り組む意向を示しています。

福祉サービスは本来、非常に個別性が高く標準化には馴染まないサービスです。福祉サービスを提供した結果、福祉サービスの理念が実現されたかどうかを外部から評価することは極めて困難です。なぜなら「尊厳の維持や自己決定の尊重、自己実現の達成」が叶ったかは、サービス提供を受けた利用者本人の「実感」によってでしか確認することができず、且つ、実感にはその時々思いや暮らしの環境を背景に個人差がある為です。

これまで福祉サービス第三者評価では、サービス提供の結果や効果ではなく、サービスを提供する体制（職員研修の実施状況、設備、機器の整備等）や手順（マニュアル整備等）など標準化できる部分に重点を置いた評価を行ってきました。福祉サービス第三者評価が制度開始から主に施設サービスを対象に進められてきたのは、集団ケアを基本形態とし、サービス提供に当たって一定の標準化をせざるを得ないという施設サービスの特性が、第三者評価に必要な「指標化」に繋がりが易いという側面を持っている為でもあります。この度、障害者グループホーム等の第三者評価では、目的は同じとしつつも、特性に合わせた独自の設定により、現状の中で、業務上の問題、課題が整理できたり、外部者によるカウンセリング効果や動機付け効果も考えられ、また、ホームを取り巻く制度上の問題や課題が整理されることにも期待が寄せられています。是非、取り組みの振り返りを含めより良いホーム運営の為、推進致します。

### 目次：

株式会社R-CORPORATION 1 概要	1
障害者グループホーム等への第三者評価の導入について	1
福祉サービス第三者評価の違いは？	2
障害者グループホーム・ケアホーム第三者評価項目	2
障害者グループホーム等の第三者評価手順・流れ	3
評価機関Rの特徴	3
Rの障害者グループホーム等の第三者評価受審料金	3
Rの調査員の姿勢特徴は？	3
調査員のひとりごと	4
編集後記 “Rのかたえくぼ”	4

### POINT

★Rは、平成16年度から評価機関として神奈川県に認可を頂き、福祉サービスの質の向上への実現に向けて役割を遂行させて頂き、多くの実績を頂いております。

★Rの事業は、福祉サービス第三者評価（障害・高齢・児童分野）・地域密着型サービス外部評価（グループホーム・小規模多機能）・情報の公表の評価調査を実施し、多くの実績とご愛顧を賜っております。また、福祉に従事される職員の方々の研修（接遇、階層別研修等）にも取り組み、福祉に特化したサービスを展開しております。

## ◆障害者グループホーム等の第三者評価の基本的な考え方

①「多様性を尊重」	「望ましさ」や「理想の姿」を一つに固定せず、また全てのホームに一律的に当てはめることや、「こうあるべき」という一律の尺度を安易にあてて実践を求めるのではなく、それぞれの障害者グループホーム等の多様性の尊重を大前提とします。
②「思い」を聴く	評価調査の場面では書面や根拠資料による客観的な取り組みの確認を行ないませんが、まずは、対話形式による調査面接を重視し、障害者グループホーム等の職員の「思い」を、丁寧に十分な傾聴に努めます。
③「ふりかえり重視」	サービス提供が外部から見えにくかったり、提供する側の視点中心に進められることも否めない現状において、自己評価の実施を通して、職員の日々のサービス提供について共にふりかえり、利用者支援の目標や方針を共有することにつながるよう、ホームの取り組みをバックアップします。

## ◆障害者グループホーム・ケアホーム第三者評価項目（第三者評価実施要綱第6条及び第7条）

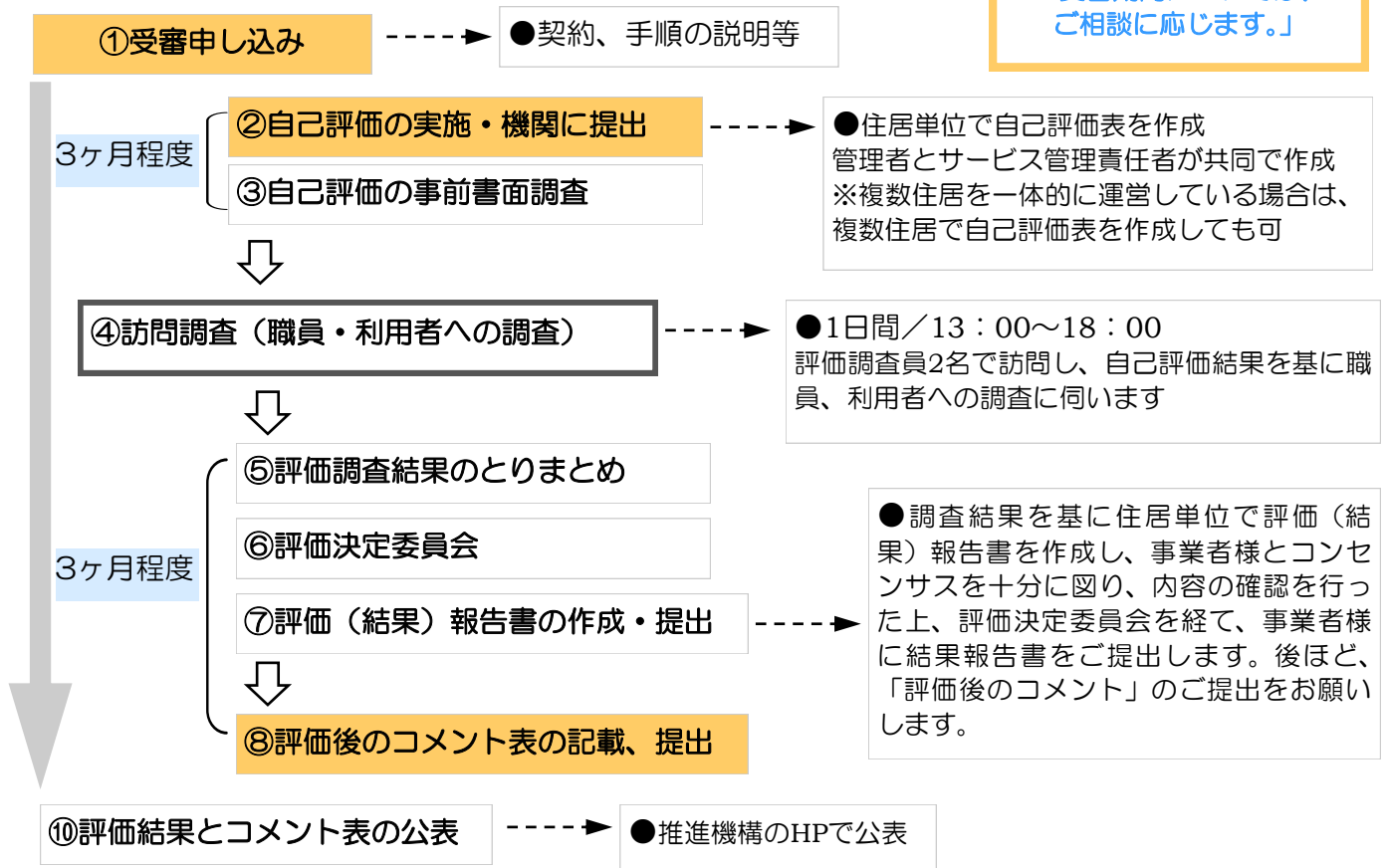
評価項目	項目数	自己評価の実施方法	第三者評価での取り扱い
1. ホーム運営に関する項目	3項目	文章で自由記述	第三者では自己評価の結果を参考情報として取り扱い、個々の項目についての事実（真偽）確認の為の調査は実施しません
2. 7領域の取り組み状況項目	7項目 13項目	文章で自由記述	第三者評価では、項目毎に取り組み状況や事実確認等の調査を実施します
3. 自己評価（第三者評価）項目	39項目 157事項	◎・○・△・×の 4段階で記述	第三者評価では自己評価の結果を参考情報として取り扱い、個々の項目についての事実（真偽）確認の為の調査は実施しません

事項	規定内容
●評価の実施単位	「住居」を単位として実施する。建物構造等により一体的に運営されている複数の住居が同時に受審する場合は、自己評価調査並びに訪問調査を合同で実施することができる。但し、利用者調査は、住居単位で実施し、評価（結果）報告書及びコメント表の作成は住居単位で行います。
●評価調査者	障害者グループホーム等第三者評価項目研修を修了した評価調査員が、1件の評価調査につき2名で一貫してあたります。
●評価調査手法（事業者調査）	①状況調査：運営状況を示す文書により行います。 ②自己評価調査：推進機構（以下同様）が定めた「障害者グループホーム等自己評価表」により行います。 ③訪問調査：「障害者グループホーム等自己評価項目」により、調査員2名が住居を訪問して調査を行います。
●評価調査手法（ご利用者調査）	「障害者グループホーム等自己評価利用者調査表」により、調査員2名が住居を訪問して、利用者または利用者家族へのヒアリング調査もしくは利用者の観察調査を行います。
●評価の決定と評価（結果）報告・公表	事業者調査及び利用者調査の結果を住居ごとに取りまとめ、事業者の意見を十分に聴いた上で、住居ごとに評価を決定し、評価報告書（定められた様式）にて事業者へ報告致します。また、事業者様から「評価後のコメント」（様式）をご提出頂き、報告書と合わせて推進機構へ報告します。評価報告書・評価後のコメントを機構へ提出後、推進機構HP等で公表されます。

※第三者評価項目についての詳細は、同封の「添付1」の書類をご参照下さい。

## ◆障害者グループホーム等の第三者評価の手順・流れ

「受審期間については、  
ご相談に応じます。」



## ◆評価機関Rの特徴

◆第三者調査員資格を有し、福祉サービスの探求に努め、調査の経験豊富なスタッフが中立・公正に、貴施設  
のスタッフの方々、ご利用者、ご家族へのそれぞれのサポーター（支援者）としての心を持ちながら、相手の  
立場に立ったホスピタリティマインドの姿勢で真摯に取り組みます。

◆訪問調査の日程は貴施設のご都合を優先させて頂きます。また、訪問時は、ご利用者  
様の日常生活のペースを乱さぬよう留意致します。

◆サービスには「目に見えるサービス」と「目に見えないサービス」の2つしかありま  
せん。それらを的確に捉え、日々努力しておられる事業姿勢を汲み取りながら、体質改  
善なる課題抽出及び“リスクマネジメント”の盲点・「気づき」へと繋げられる評価に  
努めます。

◆Rの調査・評価は、ヒアリングに重点を置き、自己評価から指導的な態度や立場、指  
摘やMUSTを述べることはせず、傾聴により、事業者様に『気づき』を促し、改善へ  
の道筋として頂き、“良い点・長所”を掴み、よりよい方向性への足がかりとして頂け  
るよう、調査態度とし、また、ご利用者、ご家族への橋渡ししとなれるよう努めます。

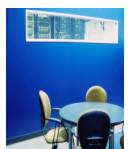
●私共は、ホームの実  
践の「みえる化」を図  
り、抱えている課題を  
明らかにすると共に、  
努力だけでは解決困難  
な課題を普遍化し、制  
度の基盤強化や発展に  
繋げるよう、推進機構  
と共に取組んでいきだ  
いと思います。

## ◆Rの障害者グループホーム等の受審料金は？

● 障害グループホーム・ケアホーム 受審料金

99,000 円（消費税含む）

※ご事情に合わせて、お見積もりをさせていただきますので、何なりとご相談ください



## R-CORPORATION

〒221-0835横浜市神奈川  
区鶴屋町3-30-8  
SYビル2F  
(横浜駅西口より鶴屋町交  
差点の角、横浜地下街立体  
駐車場並び)

電話 045 (319)0278 (代)  
Fax 045 (319)0268  
Email pr@r-corp.jp/  
http:www.r-corp.jp

[http:www.r-corp.jp](http://www.r-corp.jp)

~R事業は、皆様の福祉  
サービスの「質」の向上の為  
誠心誠意、努めます~



<商標：ロゼッタ「R」の由来>

1799年の地中海、ナイル川河口の町、「ロゼッタ」で発見された石碑により、偉大なる古代文明の英知が解明されたといわれています。未知なる自己発見と自己実現ができる“場所”であるようロゼッタと名づけました。社名である「R」はこのROSETTAを根源としています。そして、キャラクターとしたこの商標のロゼッタは、“組織は人なり”とされる一人ひとりの個を指し、未知なる可能性への誘いをイメージしています。

### ◆福祉サービス第三者評価お申し込み・お問い合わせ◆

いつ何時でも、ご説明にお伺い致します

電話045-319-0278 (代) まで

### ●R福祉サービス第三者評価対象分野・地域／神奈川県全域

◇高齢分野：介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム

◇障害分野：身体障害者更生施設・身体障害者入所、通所、小規模授産施設・身体障害者療護施設・知的障害者入所、通所更正施設・知的障害者入所、通所、小規模授産施設・知的障害者通勤寮・障害者自立支援方に基づくサービス・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める福祉サービス※横浜市：障害者入所施設

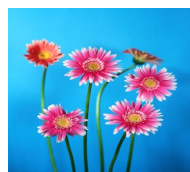
◇児童分野：保育所・児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・横浜保育室 ※横浜市：保育所

第三者評価各分野受審料／350,000円

### “Rのかたえくぼ”

第三者評価が神奈川県に導入されたのは、平成16年度末のことです。神奈川県としては、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構という県とは独立した機関を作って展開を開始しました。その後、実績にはバラつきがありますが第三者評価の狙いを一言で言えば「自ら気づくことによる体質改善」にあります。しかし、体質改善は“すぐには”目に見えた成果が期待出来ず、サービスの質の向上といっても現状の継続でこなせる面もあり、これ以上の業務を抱え込むのは・・・と中々評価を受けることに踏み込めない状況にあるのではないのでしょうか。但し、“体質改善”とは先々ジワジワと効いてくるものですから、受審した施設と受審していない施設では気が付いた時には「質的」に大きな差がついているものです。特に大切なのは、従事される職員のモチベーションのアップです。それは、自己評価を行なうことにより、改めて福祉サービスとは、を問う機会を得、施設を客観的に捉える視点を持てることや、現状のサービスの見直しが図れ、同じ職場内で意見交換が活発に行われる機会は貴重であり、やる気に繋がります。評価の機会が職員のモチベーションが上がる起動となり、ケア、サービスの向上と職員の定着性に繋がるならば、皆様の施設は益々発展するでしょう。人が財産である福祉サービスの世界で、大きな財産が蓄積されること請け合いかと存じます。更なる発展と、社会の存在意義の為に組み込まれていられる意味があるかと思ひます。Rも皆様と共に成長させて頂ければ幸いに存じます。今後共、宜しくお願い申し上げます。

(株)R-CORPORATIONスタッフ一同



お問い合わせ：第三者評価事業部045-319-0278 (代)

R